

# 富田林市総合教育会議 会議録

(令和7年度第2回)

令和7年10月23日開催

富田林市

1 開催日時	令和7年10月23日（木）午後2時30分～午後4時00分まで	
2 場所	富田林市役所 庁議室	
3 出席者	市長	吉村 善美
	教育長	植野 均
	教育長職務代理者	水本 哲也
	委員	森田 幸介
	委員	吉田 郁
	委員	大和 彩
事務局	教育総務部長	辻野 泰之
	生涯学習部長	尾崎 竜也
	教育総務部次長兼教育指導室長	山口 敬生
	生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
	教育総務課長	木下 治彦
	学校給食課長	松葉 邦明
	生涯学習課長	坂本 篤史
	生涯学習課付課長	山田 智彦
	公民館長	大前 靖
	中央図書館長	山本 一夫
	金剛図書館長	道旗 秀
	教育指導室参事	岡本 佳恭
	人権・市民協働課長	笹野 貴広
	人権・市民協働課主幹兼 人権・男女共同参画係長	北大宅 澄香
	教育総務課長代理（書記）	宮西 まゆみ
4 公開の有無	公開	
5 非公開の理由	—	
6 傍聴人數	0人	
7 所管部署	教育総務部教育総務課	

## 8 議事等の内容

辻野教育総務部長 それでは、ただ今から令和7年度第2回富田林市総合教育会議を開催させていただきます。

本日は公私とも何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めます辻野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の総合教育会議につきましては非公開の案件がございませんので、公開とさせていただきますが、本日傍聴のご希望はございませんでしたので、このまま進行をさせていただきます。

それでは、本日、配布しております資料のご確認をお願いいたします。まず、会議次第、資料1.日本語指導の必要な児童生徒への対応について、資料2.不登校児童生徒への対応について、資料3-1.広島、長崎への「親子平和の旅」について、資料3-2.大阪・関西万博校外学習等補助金について、資料3-3.「万博献立」について、資料3-4.「地域総合拠点・みなよる」の今後の活用展開について、資料3-5.「はたちのつどい」について、本日の出席者の配席表でございます。資料はお揃いでしょうか。

それでは、早速ですが、次第に沿いまして、会議を進めたいと思います。本日の会議次第の2番、吉村市長より、開会のご挨拶をお願いいたします。

吉村市長 皆さん、こんにちは。富田林市長の吉村 善美でございます。本日は、令和7年度第2回総合教育会議にご出席賜り、各教育委員の皆様、本当にありがとうございます。また、大和委員におかれましては、初めての総合教育会議となります。今後ともよろしくお願ひいたします。

さて4月13日に開幕いたしました大阪・関西万博ですが、半年間の開催期間を終え10月13日に閉幕となりました。健康寿命延伸に向けた健康・医療技術が展示され、テーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を世界に発信できることや、様々なイベントを通して、市民の皆さんとともに、国内外へ本市の魅力をアピールできたことは、市長として大変嬉しく、誇らしく感じております。また市内の子どもたちにも万博会場へ行っていただいて、知らない国や文化に触れることを通して、世界を知るきっかけになったり、将来の夢に繋がる多くの経験をしてくれたのではないかと思っております。

これからの中未来社会を担う子どもたちでございますが、本市の出生数は5年前の令和2年度は628人でしたが、令和6年度では519人となりました。残念ながら、本市だけでなく日本全体で少子化が急速に進行しています。少しでもこの少子化にブレーキを掛け、トレンドを反転させることが非常に重要であると考えております。「すべてのこどもを、みんなで応援するまちづくり」を目標に、既存の施策に磨きをかけ、国や府、他の自治体よりも一歩先を行く施策をめざし、実行していきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

さて、本日は、日本語指導の必要な児童生徒への対応についてと、不登校児童生徒への対応についての2件につきまして議論していただきたいと思います。

まず1つ目は「日本語指導の必要な児童生徒への対応について」です。児童生徒数

が減少傾向にある中、外国籍児童生徒数は増加傾向にあります。特に都市部では増加が顕著で、愛知県が1位、大阪府は神奈川・東京に続いて全国で4番目に外国籍児童生徒数が多いという報告がございます。本市でも外国籍児童生徒数は増加傾向で、かつ日本語指導が必要である児童生徒についても増加傾向であると聞いております。学校における日本語指導や学校生活のサポートへの状況についてご報告させていただきます。

次に2つ目の「不登校児童生徒への対応について」です。

コロナ渦以降、全国的に不登校児童生徒数が増加傾向にありますが、本市においても同じく増加傾向にあります。不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることをめざした、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策としての本市の取組みについて、ご報告させていただきます。

そして、その他の報告として、広島、長崎への「親子平和の旅」について、これは今まで広島には毎年行っていただいていたのですが、今年は戦後80年ということもございますので、広島にプラスして長崎にも親子平和の旅として行っていただきました。それから大阪・関西万博校外学習等補助金について、「万博献立」について、「地域総合拠点・みなよる」の今後の活用展開について、「はたちのつどい」についての5件のご報告をさせていただきます。

短い時間ではございますが、皆様と率直な意見交換をさせていただき、一つ、ひとつ、未来へと進む有意義な会議にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。続きまして、次第の3番、本日の案件に進みたいと思います。まず、案件(1)日本語指導の必要な児童生徒への対応について、教育指導室から説明をお願いします。

日本語指導の必要な児童生徒への対応についてご報告いたします。まず、1. 大阪府の状況につきまして、左側グラフをご覧ください。近年、全児童生徒数は減少しておりますが、その中でも外国籍児童生徒数は増加しております。また、2. の本市の状況につきましても、府と同様の状況でございます。グラフの右側の表には、外国籍児童生徒数と日本語指導が必要な児童生徒数の項目をお示ししております。外国籍児童生徒の中には日本での生活が長いなどの理由から日本語が十分に習得できており、日本語指導を必要としない子どもがいます。逆に、日本国籍であっても、外国で育ったなどの理由から日本語の習得が進んでおらず日本語指導を必要とする子どもがいますことから、この2つの数字は必ずしも一致するものではございません。さらに、二段目右の表でお示ししておりますとおり、本市の日本語指導が必要な児童生徒の数は年々増加しています。また、この子どもたちは局所的に居住しているのではなく、市内の様々な地域に居住していることから多くの学校で日本語指導が必要な状況となっております。次に3. 海外からの編入時における市としての対応につきましてご説明いたします。まず、海外から学齢の子どもが本市に引っ越ししてこられた場合、市民窓口課等で転入に関する必要な手続きを行った後、教育指導室までお越しいただきます。そこで就学希望の有無について確認し、住所地にもとづいて就学先となる学校を

案内します。その際、人権教育係の職員が学校に通うにあたっての状況確認として、保護者と子どもの日本語能力や、日本の学校生活に向けての準備状況等を確認します。また、当該の子どもが通学する前に保護者と学校が意思疎通できるよう、とんだばやし国際交流協会に通訳派遣を依頼したり、市教委担当者から情報提供したりし、スムーズな通学につながるよう取り計らっております。さらに、学校に対しては、状況に合わせて日本語指導員を派遣し、通訳や日本語指導、家庭との連携のサポートをします。また、学校が子どもに合わせた日本語指導のカリキュラム作りを行う際には、市教委の担当指導主事が助言等を行っております。

教育指導室では、海外につながりのある児童生徒が地域や学校で日常生活を円滑に送ることができるよう、とんだばやし国際交流協会と協力して、子どもたちどうしのつながりを広める取り組みを行っています。そのうちの、代表的な取組みである「サマースクール」は、毎年、夏休み最初の4日間に、海外につながりのある児童生徒を市の公共施設に集めて実施します。まず午前中の宿題の時間は教職員研修の一環と位置付けており、たくさんの教職員のサポートのもと、じっくりと学習できる時間を確保しています。絵本の読み聞かせの時間には、日本語で読んだり、多言語で読んだりしてもらうことで多様な表現に触れる機会となっています。支援者による昼食会では毎年様々な国の料理を食べることができます。今年度はタイ料理のガパオライスでした。自分が通う学校では少数派である外国籍の児童生徒も、このイベントに参加すると、母語が同じ仲間に出会うことができる貴重な場となっておりますことから、今後も内容を工夫しながら継続していきたいと考えております。

一方で、日本語指導の必要な児童生徒への対応について、対象となる児童生徒数が増加していることに加え、さらに学期途中での編入が増加しているために、学校が様々な支援を行う必要性が増しているという課題があります。また、ウルドゥー語やシンハラ語などの希少言語に対応できる指導員が見つからないことや、中国語やベトナム語などは対象者数が増えすぎて対応しきれないなど、日本語指導員の確保にも課題があります。学校ができる対応としましても、現在は「やさしいにほんご」やICT機器などを使いながら工夫して指導しておりますが、市の人口動態等のデータからも今後入学していく外国籍の子どもたちが増えていくのは確実であり、さらなる対応の工夫が必要と考えているところでございます。教育指導室といたしましては、本市で暮らす日本語指導の必要な児童生徒が安心して他の仲間たちと暮らしていくことができるような体制の構築、さらなる日本語指導員の充実と研修体制の構築、教職員の日本語指導力の向上等に引き続き取り組むことが必要であると考えております。以上で報告を終わります。

辻野教育総務部長

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

大和委員

今後も増えていく可能性があると思うのですが、日本語教育が必要なお子さんたちをエリアごとに集約化というか、居住地にとらわれずにまとめた形にするなどは考えておられますか。

山口教育総務部次長

本市の義務教育につきましては居住地によって学校区が定められており、お住まいの地域の学校へ通っていただくということが基本になりますので、言語によって通う

学校を変えることは対応としては難しいと考えております。

大和委員

日本語指導が必要な児童生徒が増えてきた場合に、言語ごとというよりは日本語教育ができる学校をエリアごとに設置すれば、先生方の不足や、いろんな言語に対応することなどの課題についても解消できるのではないかと思います。そういう柔軟さがあってもいいと思いました。

山口教育総務部次長

日本語指導につきましては、委員がおっしゃったような柔軟な対応というのが、求められると国から示されておりますので、今ご意見をいただきました内容も含めまして検討していきたいと考えております。

吉田委員

詳しい説明ありがとうございました。私も興味のあるところでして、富田林の国際交流協会さんがされているサマースクールのお話ををしていただきましたが、日常的にどんな取り組み、どんな支援をされているのか教えてください。

山口教育総務部次長

国際交流協会さんと協力して取り組んでおりますイベント等につきましては、先ほど申し上げましたサマースクールのほかに、クリスマス会や、中国の春節祭の時期に合わせて、新年をお祝いするイベント、卒業の時期にはみんなで錦織公園に遠足に行きます。年間を通じて定期的に行うイベントで、本市の外国に繋がりのある子どもたちを集めることをやっております。また各学校では、日本語指導担当教員が、子どもたちへの様々な丁寧なサポートは日常的に行っておりまして、国際交流協会のイベントへつなぐ取り組みも行っております。

吉田委員

子どもの支援は学校を中心にされているということですが、やはり保護者支援も必要だと思います。親が安定しなければ、いくら子どもたちだけに支援したところで、なかなか根づいていかないだろうと思っております。以前、大阪大谷大学の先生がNPO法人を立ち上げておられたと思うのですが、自分の家にいろんな国の保護者の方や、住まれている方をお呼びになって個人的に支援されているというのを聞いたことがあります。富田林にもそのような取り組みをしてくださる団体があればいいなと思ったのですが、そのような活動はありますか。

山口教育総務部次長

国際交流協会の方とお話をしておりますと、割と海外からお越しになられた方は、もともとのお国が同じ方同士でコミュニティを形成されることが多いと伺っております、同じ国からお越しになった方々をつなぐということを国際交流協会さんがされていると聞いております。繋がった方々がそれぞれの地域でコミュニティを形成していく、落ち着いて生活されているということです。そういう団体が幾らぐらいあるかというところは把握はできていないのですが、ご出身の国同士の繋がりという中で、安心して生活されていると聞いております。

吉田委員

あわせてその方がされている一つの取り組みとして、外国籍の子どもたちの学歴を少しでも高学歴にしてやろうという取り組みをされておられます。日本語ができないがために持っている貴重なその子自身の資質が、日本で花開かなければ余りにもかわいそうだということをされているのですが、そういうことをされている方が多分いらっしゃるんじゃないかなと思うので、富田林市としてその方々を支援するような形で、やっていただけるとより良い深いものになっていくんじゃないかなと思っております。

吉村市長

ご意見ありがとうございます。本当に富田林にとって非常に大きな課題だと思って

います。富田林には TONPAL という、多文化共生人権プラザがありまして、人権問題、女性問題のほか、国際交流協会も入っていただいて外国人の人権などの総合的な相談拠点となっています。国際交流協会さんが、大人対象の日本語読み書き教室を月曜から金曜まで毎日やっておられるのですが、そのうちの 1 日を土曜日にできないか協議しているところです。土曜日にはすれば子どもも一緒に来られるのではないかということで協議をしています。国際交流協会さんも、学校で日本語の指導が必要な子どもたちがしんどい思いをしているのなら、何とか応援したいという気持ちがありますので、それをしっかり市も支援していこうと思っています。同時に TONPAL で大人のいろいろな相談活動をやっています。日によって中国語ができる人などを置いてやっていますので、相談は非常に多いと聞いています。そういう方々を支援することも、頑張っていきたいと思います。

辻野教育総務部長

水本教育長職務代理者

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

私は教員養成大学の方で勤務しているのですが、教員をめざす学生の中にも、日本語指導を必要とする児童生徒の教育に非常に関心を持っている学生も多々いまして、外国籍児童生徒の多数在籍校を希望して実習をする学生も多く、そのような課題意識を持って教員になっていくというところでいうと頗もしいなど日頃思っています。本市の学校現場の教員に対する、日本語指導が必要な児童生徒への、或いは保護者への対応のための研修等の状況を教えてください。

山口教育総務部次長

教職員への日本語指導という観点からの研修につきましては、例えば冒頭申し上げましたようなサマースクールに参加するというのは、これも一つの日本語指導の研修にもなっており、また日本語担当の加配教員を活用しまして各学校に巡回して指導したり、その際に教職員に対しても指導・助言をしたりということもやっております。そういう年間の活動を通じる中で、研修・研鑽を深めるという形で取り組むというところでございます。

水本教育長職務代理者

本市に在籍する児童生徒数全体の中での割合は低いわけですけれども、そういう子どもたちへの教育についての教職員のスキルを向上していくというのは非常に大事なことだと思いますし、全体の中で比率は少なくとも、生活面、学習面で困っている子どもたちをどう支援していくのか、また日本語指導の必要な児童生徒だけではなく、他の課題を抱えた子どもたちへの対応も含めて、教員としては必要なスキルだと思いますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

辻野教育総務部長

森 田 委 員

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

先ほど希少言語の方がおられると説明されていましたが、現状は具体的にどういう方が対応されているのか、場合によってはボランティアに頼っている状況なのか、また今後どういう方向性なのかなど教えてください。

山口教育総務部次長

ありがとうございます。希少言語への対応につきましては、ケースバイケースにはなってくるのですが、例えば、第 3 言語で英語が堪能な方については、お互い英語を使って意思疎通をする。それから、特有の希少言語がわかる、第三者のサポートを得る。例えば、日本へお越しになった時の会社の社員さんが窓口に一緒にお越しいただくケースがありますので、そういう方にご協力を賜るとか、ICT 機器や通訳機器などの機械に頼るとか、様々その時にできることを知恵を絞って何とかつないでいると

いうのが現状でございます。この先の方向性につきましても、なかなか全言語即座に対応は難しいというのは実際ございますので、電子機器の発達もかなり進んでおりますので、そういう機器も使いながらになってくると感じているところでございます。

水本教育長職務代理者

少し言語から離れるのですが、日本語指導が必要な児童生徒が増えてるということは、多様な文化圏の児童生徒が増えているということですね。宗教的に食材などの規制のある子どもたちもいると思います。給食の食材で口に入れられないなどあると思いますが、そういう対応はどういうふうにされていますか。

山口教育総務部次長

本市の給食につきましては、食材をすべて表示したものを先にお配りしておりますので、今日は食べられない・明日は大丈夫ということは、各ご家庭でご判断いただくとともに、学校の方でも気をつけて、声掛けをするようにしております。食べられない方につきましては、例えばお弁当持ってきていただく、買ったものを持ってきていただくというような対応をしてもらい、大きなトラブルも今のところは聞いておりません。

辻野教育総務部長

他にいかがでしょうか。  
案件(1)につきましては以上で終了となります。それでは、続きまして、案件(2)不登校児童生徒への対応について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

資料2をご覧ください。まず、全国的な不登校の現状についてご説明いたします。資料上段の2つのグラフにつきまして、令和6年度のデータが現時点で公表されておりませんので、令和5年度末段階での数値となっております。その令和5年度の全国小中学校における不登校児童生徒数は34万6千人を超え、11年連続で増加、過去最多となりました。そのうち90日以上欠席している児童生徒数は約19万人で、この数値も過去最大となっております。

右側のグラフをご覧ください。このグラフは、不登校の児童生徒が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況を表しています。棒グラフは実数を表しており、上段が専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数を、下段が受けた児童生徒数を表しています。折れ線グラフは専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の割合を表しています。これらによりますと、不登校児童生徒数全体が増加する中、専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合が減少傾向にあることがわかります。

次に本市の現状ですが、不登校児童生徒数は全国と同様ここ数年増加傾向にあり、特に小学校においてその傾向がより顕著となっております。学年別では、低学年の段階から不登校となる児童が増えている状況にあります。また、「新規不登校者数」は小中ともに増加傾向にありますが、「90日以上の長期不登校者数」は、小で増加傾向ですが中では減少傾向にあります。中学校においては、小学校に比べて不登校者数が多い状況にあるものの、増加を食い止めています。中学校では、年度内に新たに不登校となる生徒がいるものの、それまで不登校状況にあった生徒が登校できるようになったり、長期化することを防いだりすることができていると捉えています。不登校児童生徒のうち、「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数」については、令和5年度末では全国と同様の傾向ではあるものの、令和6年度にかけては半分以下に減少しております。小学校においては、スクールカウンセラーを週1回配置することでつながりが増えたものと考えられます。一方、中学校では、校

内に設置している校内教育支援ルームの効果が出ているのではないかととらえています。

最後に、本市における不登校対応についてですが、資料にもございますように、文部科学省が提示している『誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）』に基づいて、様々な取組みを進めています。その一つが、市内各校に広がりつつある「校内教育支援ルーム」の取組みです。これまで学校外における「教育支援センター（YOUYOU）」が富田林市内の不登校児童生徒の「学校以外の居場所」としての受け皿を担ってきましたが、「校内教育支援ルーム」が開室され始めてきたことにより、学校の中に「教室以外の居場所」が確保されるようになってきました。この「校内教育支援ルーム」は、中学校において先行的に進めてきましたことから、中学校では「長期不登校生徒数が減る」という結果につながったものと考えます。

「校内教育支援ルーム」には市から教育支援員を配置し、ルームの運営を進めたり、生徒へ直接的に関わったりしております。今後、小学校にもこの取組みを広げていきたいと考えております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の活用、連携も進めています。現在、スクールカウンセラーは府費により、中学校に週に一度、小学校には月に一度のペースで配置され、子ども、保護者のカウンセリングを進めております。また、個別ケース会議に参加したり、教員に対しては、カンファレンスを進めたりしています。スクールソーシャルワーカーは、市で雇用し、現在、4つの小学校で勤務しておりますが、勤務校以外の小中学校にも定期的に巡回し、ケースの見立てを進めたり、必要に応じてケース会議を開催し、学校外の社会資源につなぐことを進めたりしています。また、市として民間のフリースクールとも連携を進めており、これまでに連携の実績があるフリースクールについては富田林市のホームページに掲載をしたり、就学援助認定されているご家庭については月額上限1万円の補助をしたりしております。今後としましては、「校内教育支援ルーム」の充実を進めていくことが重要と考えております。まだ、設置されていない学校には、先行事例を紹介することで、開室を後押しするとともに、「校内教育支援ルーム」を開室している学校であっても、更なる充実が必要と考えております。以上でご説明とさせていただきます。

辻野教育総務部長

ありがとうございました。1点先ほどの説明において修正をさせていただいてよろしいでしょうか。説明の前段の部分で全国の状況のご説明をさせていただいた中なかで、全国の状況として、専門的な相談指導等を受けていない児童生徒の割合が減少傾向にあるという説明をさせていただいたかと思うのですが、全国的には、専門的な相談等を受けている割合は減ってきており、つまり受けていない児童生徒が増えているということです。失礼いたしました。

それでは、ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

水本教育長職務代理者

教育支援センターYOUYOUは、活動を開始してからかなり長い年月が経っていて、活動内容も充実していると思います。特に YOUYOU に行けない生徒の個別指導ステップルームというのも設置されて、他の市に比べて非常に充実していると以前から認識しています。さらに今、説明あったような校内教育支援ルームの充実、中学校への設置ということでしたが中学校8校中何校に設置されているのでしょうか。また、そこに

配置されている教育支援員の方というのは、どのような経歴の方が対応されているのかも聞かせてください。

岡本教育指導室参事

お答えさせていただきます。校内教育支援ルームに関しては、中学校は先行的にというお話がありましたが、現在、8中学校全校で常設をさせていただいております。その上で小学校にも広げるということで、何校か常設の設置を進めているところです。支援員の方につきましては、教員免許を持っている方、教員を志望する教員免許を持っている方3名を配置させていただき、午前午後を分けて8校を回っていただいているという形になっております

水本教育長職務代理者

校内教育支援ルームの支援体制につきましては、支援員の方が配置されているということですが、その部分の人数の充実は必要だと思います。本来、教員の体制をどのように組んでいくのか、日常の業務に加えて、校内教育支援ルームへの対応は学校教育の範囲のなかなのですが、1日に授業が何時間あるとか、担任をやってことでの通常の業務の負担に加えて、校内教育支援ルームへの対応がそこに入ってくるわけですよね。その部分でいうと、学校教員すべての協力体制、意識的なものを含めて体制がないとなかなか維持できないと思うのですが、その辺は8中学校ともうまく機能しているのでしょうか。

岡本教育指導室参事

8中学校すべてが同じというわけではないのですが、校内教育支援ルームが常設していることは、全教員把握しており、校内教育支援ルームに通う生徒は把握している状況です。その中で、ルームに通う子どもの担任や学年の先生が声をかけに行ったり、中学校においては、生徒指導担当が、先生方の振り分けをしていただくなど、学校がチームとしてその教室を支えていくという形で、8中学校すべてでやっていると聞いております。委員がおっしゃる通り、教員の業務の中で行うことですので、すべてが完璧にできるわけではないですが、教員の気持ちの部分で皆さんで助け合いながら、そのルームに通う子どもたちをしっかりとサポートしていく体制は作っています。

吉田委員

詳しい説明ありがとうございます。こういうルームができてよかったですとすごく感じております。今までそれに代わるところとして、保健室登校といって保健室に行っている子どもたちも多かったかと思います。私も教員養成大学において、ある学生が、不登校になったときにずっと保健室に通ったということで、保健室の先生に憧れて養護教諭になろうということで入学してきたそうです。その時救われたと思った学生が、中学生が、それから児童が、次の自分の職業をめざす時に、例えば校内教育支援ルームの先生に助けられて将来同じような子どもたちの役に立ちたいと思ったときに学校の教員以外のモデルとなる人やアドバイスをくれる人も必要ではないかと思います。また、教員免許さえ持つていればその子たちを救えるのかというとそれも違うと思うのです。メンタルの専門的な資格を持った方などもそこにおられると、また違った方向で良いのでは、まず教員の人たちの負担軽減にもなってくるのではないかと思います。私もその教育支援員の方の構成やどういう方々がなられているのか興味がありましたので、あわせて聞かせていただきました。ありがとうございます。

岡本教育指導室参事

教員免許を持っているということは、校内教育支援ルームに来た子どもたちの学習支援ができるようにということで、教員免許を持っている方を入れさせていただい

ているというところでございます。委員おっしゃる通り心理的な部分のケアをするというところでは、メンタルの専門的な資格を持っておられる方が入るというのも大切だと聞かせていただきました。ありがとうございます。

辻野教育総務部長

今おっしゃっていただいたことですが、我々としてそういう資格を持っている者を校内教育支援ルームに配置している一方、府費でスクールカウンセラーを配置していただいているので、スクールカウンセラーの方には、勤務のある日には必ず部屋に寄っていただいて、子どもたちに会えるようであれば会っていただいて、様子を見ていただいたり、接点を持つようにしていただいたりして、少しでも子どもたちが多様な大人に触れたり、相談したいと思ったときに相談できる、保健室の先生もそうですが、そういう形にできるように、我々の方から学校に助言をさせていただいているところでございます。

大和委員

その介入を受けているお子さんの回復割合が増えてきているということなのですが、専門家とお話しされた方の復帰率というか、介入を受けてない方と受けている方で、どういうふうに変わってきてているのかというデータなどはありますか。

岡本教育指導室参事

専門家が関わった不登校児童生徒の復帰率はございませんが、スクールカウンセラーが関わったり、スクールソーシャルワーカーから関係諸機関につなぐことで、登校につながり、復帰してくることがあることから、繋がっていない子どもよりも復帰率は高いと思います。

大和委員

ありがとうございます。あと、スクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさんはすごく大事だと思うのですが、学校におられるということで、学校に行って友達に会いたくないというお子さんもいると思います。なんで学校にきてるんやと見られるだけでも恥ずかしいとか、そういう傾向がある方が結構いらっしゃつたりするので、どこか別の場所、市役所でもどこでもいいのですが、市内のどこからでも行けるような形もあるのでしょうか。

岡本教育指導室参事

学校に配置しておりますスクールカウンセラーが、市役所で相談する体制はできないのですが、先ほどおっしゃったように、中学校に行きたくないという場合には、市内の小学校の場所を使ってスクールカウンセリングを受けたり、逆に小学校の方が中学校に場所を変えて相談受けたりということで、自分の学校に行かなくてもカウンセリングができる体制は取っております。

大和委員

ありがとうございます。うちの子自体も不登校になっているので、当事者の母親でもあるのですが、不登校の子は予定を組むのがすごく難しかったりします。今日行こうと思っても行けなかつたりというのがあって、もし訪問で来てもらえば会えるということもあるので、もし人的なところで余裕があるのであれば、そういう形を作つていただいたら、また選択肢が増えるご家庭もあるのかなと思うので、またよろしくお願いします。

植野教育長

ちょっと教えてください。今いろんな形で校内教育支援ルームができたり支援センターがあつたりステップルームがあつたりということで、不登校になった子どもたちへの支援のいろんな手立てができてきてるいということが今の話よくわかつたのですが、そんな中でも引きこもつてしまつて、どこにも繋がっていない、そういう支援の手が届いていない子どもたちは、どれぐらい今居るのか、また大和委員の方から訪

間という話があったのですが、今後そういう子どもたちにも何らかの形で大人の支援が届く、見守りも含めて、そういう子どもたちを幅広く支援していくようなことで、何か考えていることがあれば教えてください。

岡本教育指導室参事

繋がりのない子どもは、各学校でも数名いるのが現状かと思います。家から出れなくなってしまっている状況であったり、家庭との繋がりを学校が取れない場合には、家庭訪問であったり、連絡ツールを使って連絡はしているのですが、それでも繋がれないことは若干あると聞いております。そういう中で、スクールソーシャルワーカーの方が学校と連携し家庭訪問に行ったり、関係諸機関も一緒に入っていただいて、ケース会議を開き、様々な方向からアプローチをかけて、どこかに繋がりを持っていただいて、学校だけが支援するのではなく、様々な機関と協働し、社会と繋がっていたらしく形を取っております。

辻野教育総務部長

付け加えまして、現在教育支援センターにほぼ 20 名弱の子どもたちが登録しております。その日の調子によって、来れる日もあれば来れない日もあるのですが、教育支援センターに配置しております相談員が、日によっては公用車を使って様子を見に行ったり、様子を見に行った時には、ちょっと行ってみようかなって思ったときに、一緒に支援センターに行ったりと地道な取り組みは、現在も進めているところであります。ただ、そのような状況でもなかなか繋がり切れない子どもたちがいるのも事実ですので、今 1 人 1 台端末を子どもたちに貸与しておりますので、例えば、教育支援センターに 1 人 1 台端末を持って通室して、学校にいる先生とオンラインで繋がるとか、或いは自宅で 1 人 1 台端末を使って教育支援センターの相談員に繋がるといったようなことが今後できるのではないかと思っています。ただ、子どもの方からの希望が現状ではそこまで出てきていない、むしろ学校に行けるのであれば行きたいという子どもたちの方が、どちらかといえば多いのですが、今ご指摘がありましたように、今後、繋がりにくい子どもたちをどうやって減らしていくのかについては、いろんな方法を考えていきたいと思っています。

水本教育長職務代理者

学校になかなか来れない子どもたちの支援をするのに繋がりにくいこともあると思いますが、その中でも、フリースクールなど多様な学びの場が提供されていると思いますが、家庭環境によってはそういうところにも繋がっていくのが厳しい状況の中で、義務教育で学校に在籍している段階では、学校の教員が繋がりにくくても、その子を気にかけて家庭連絡を継続していると思います。義務教育を終える段階で、自分で選択して社会出て行けない子どもがいると思いますが、そういう場合は社会資源につなげることは積極的にされているのでしょうか。

岡本教育指導室参事

義務教育を卒業した後、中学校は支援することができなくなりますので、市の福祉部局に繋いで、卒業後の支援を継続していただいたら、コミュニティソーシャルワーカーに繋いで、家庭と繋がりを持っていただくこともあります。コミュニティソーシャルワーカーの説明は、市関係課より中学校 3 年生の子どもたちにチラシを配って促すこともあります。

坂本生涯学習課長

生涯学習課です。中学校までの義務教育のお子様については、学校現場の方で様々な対応をされているところですが、義務教育を卒業された高校生以上の年齢の方、主に若者を対象にひきこもり相談を実施しております。生涯学習課の職員が受けるので

はなく、ひきこもり支援・サポートを行うNPO法人や団体様からカウンセラーを派遣していただいて、Topicで月1回、金剛連絡所でも年に4回開催しておりますので、年間16回開催をしています。無料で相談できます。そこで相談にお越しいただいた方のその後につきましては、相談を受けていただいたカウンセラーが所属する団体、NPOの支援に繋がるなどして、社会復帰をめざすという取組みでございます。ひきこもり相談関係の事業で言いますと、ひきこもり居場所づくり事業やひきこもり家族交流会という事業も実施しております。こちらもカウンセラーの派遣をしていただいている事業所のご協力のもと実施しております。また、年に1回「ひきこもりシンポジウム」を開催しており、来月の11月9日（日）にTopicで開催します。今回、富田林寺内町シネマプラスという団体がTopicで映画の上映をしたいと申し出てこられたのがきっかけで、その上映される映画が、「風たちの学校」という不登校の児童生徒さんの支援がテーマの映画でしたので、その映画会とこちらのひきこもりシンポジウムの合同開催という形で、計画しているところです。

水本教育長職務代理者

やはり社会的に孤立してしまわないような、行政の対応も必要だと思います。今聞かせていただいたような部分について今後も充実を図っていただきたいと思います。

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

私は市長になって7年目ですが、不登校の子どもたちをどうサポートするかについて、フリースクールとの連携をしっかりとやっていかないといけないと思っていまして、ホームページにも載せるようにしました。フリースクールで頑張っている子どもたちがいるので、連携をしっかりとやり、学校の先生がフリースクールを訪問してお話をするなどもしております。今、先生からありました、中学校を卒業してからの支援は本当に大事だと思います。生涯学習課が話をしましたが、いろんな相談活動やっていまして、市として大事なことだと思っています。1点教えていただきたいのですが、学校では健康診断がありますよね。もちろん学校に来ている子どもたちは基本的に健康診断を受けています。来ていない子どもたちは健康診断を受けていないから、他で受けているのかどうか把握はできているのか僕個人として心配があるのですが、その辺どうですか。

山口教育総務部次長

学校での健康診断につきましては必ず一人一人の結果を記していきますので、受診状況は確実に把握しております。学校で受けられなかった子どもにつきましては、学校医さんのところで受けることができるという案内の文書をお渡しまして、受けた後、どういう結果だったかということも回収して確認をしておりますので、受けに行ったかどうかということも確認している状況です。どうしてもやっぱり受けに行くことができなかつたんだという子どもにつきましては、別に学校に来てできる範囲の健診を受けるか、学校医さんのところへ行くようにするのか、そういう案内を粘り強く続けていくというような状況になります。

吉村市長

今、この場で受診率は聞きませんが、やっぱり子どもたちの健康が年齢にかかわらず気になるんです。健康診断を受けるか、学校に行って受けなくとも、ちゃんとどこかで診てもらうとか、学校だけの問題ではなくて市としてもしっかりと考えていかないといけないと自分の問題意識がありましたので、聞かせていただき理解できました。

大和委員

学校医をさせていただいているのですが、ちょっと気になっていることがあります。

健診を受けられなければ医院に来ていただければ無料で受けることができるのですが、尿の検査は機会を逃したら受けられないんです。保険診療ではないので、こども医療も対象にならず各医療機関でやるとしたら完全に自費になるんですね。学校健診で一番重要なところって、糸球体腎炎などの症状が出る前の血尿、蛋白尿などを拾い上げるというのが大事だと思うのですが、そこが受けられないと症状が出てからだとちょっと遅くなってしまうような疾患もありますので、受診券などを渡して保健センターに持つて行けば調べられるなどの仕組みがあれば嬉しいとずっと思っていました。

辻野教育総務部長

ありがとうございます。そのようなご意見をいただいた部分につきましては、府内で共有をさせていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

森 田 委 員

私は歯科医なのですが、障がい者の方を診させていただくのが自分の仕事と考えて、いわゆる障がい者歯科医をやらせてもらっています。それを不登校とリンクさせるつもりはないのですが、どうしても社会と関わりを持ちづらい障がい、発達障がいとも言われますけれども、そういう子どもさん方が学校に行きづらい不登校の子どもさんに混ざっているのではないかと推測しています。重度の方であれば、もう少し早い時点でフォローが入るかと思うのですが、よく最近大人の発達障がいが話題になりますが、なかなか見つかりづらく、そのまま成長していって大学や就職してから行き詰まる方もおられるように感じます。義務教育の間にもし適切なフォローを受けられるような環境がつくれたら、その子の将来のために方向性もついてくるのかなと思いますので、状況が把握できるような環境や専門的な立場の方が配置されているのか、もないようであればご検討いただければと思います。

山口教育総務部次長

ありがとうございます。子どもたちの発達に関して、最初に確認できる機会は就学時かと考えておりますので、就学時健診の際には保護者向けに学校の方でできる子どもさんの心配なことに対するフォローや、いわゆる支援教育的な観点でのご案内というのは全校でやっているところです。同時に入学してすぐから、できるだけ早い段階で、子どもたちが社会的に困り感を感じていないかというようなところは、支援教育のコーディネーターを中心に、しっかり子どもたちの観察をする中で、気づいた部分については積極的に保護者の方にお返しして、ともに考えていくというスタイルを富田林ではとっているところでございます。特に支援教育の観点でいいますと、特別支援学級において個別の教育課程を組むまでもいかないけれども、その子ども特有の困り感、委員がおっしゃったような将来的に発達障害と呼ばれるような状況に陥る可能性があるということが考えられる子どもにつきましては、通級指導という形で一人一人の個性に応じたフォローを考えていくようなプログラムを組んで取り組んでいるというところに現在はございます。

辻野教育総務部長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、案件(2)につきましては以上で終了となります。

続いて、案件(3)その他の報告にうつります。まず、案件3-1. 広島、長崎への「親子平和の旅」について、人権・市民協働課から説明をお願いします。

人権・市民協働課です。当課の方では平和の事業としまして小学5年生以上を対象に広島・長崎へ親子平和の旅ということで、平和の取り組みを実施しております。今

年につきましても、実施をいたしましたので、その件についてご報告させていただきます。

北大宅人権・市民協働課主幹

それでは、人権・市民協働課より、「親子平和の旅」事業について、ご説明させていただきます。

本事業は、世界恒久平和祈念の象徴の地である広島と長崎で、原爆死没者を慰靈し、被爆の実相と今なお続く被爆者の苦しみを親子で学ぶことにより、次代を担う子どもたちが非核・平和への願いを深め、広げる機会とすることを目的として、平成11年より開始し、新型コロナウイルスの影響により中止となった令和2年度、令和3年度を除き、毎年実施してきました。例年は親子1組を広島へ派遣しておりますが、今年は戦後80年の節目の年であることから、初めて、長崎へも派遣し、計2組の親子にご参加いただきました。参加者の募集にあたっては、市内公立小学校5・6年生全員と、中学校の各クラスに、学校を通じてチラシを配布していただいたほか、広報誌やSNSにおいても募集いたしました。毎年20組前後の応募をいただき、応募のあった方の中から抽選で決定しております。内容としましては、市内在住の小学5年生以上の子どもとその保護者を、8月6日広島平和記念式典と8月9日長崎平和祈念式典に市民代表として派遣し、市長の平和メッセージと、市内小中学校の子どもたちが平和を願って作った折り鶴を、広島市と長崎市に届けていただくというものです。折り鶴につきましては、今年は各小中学校より100羽ずつの願いのこもった鶴を折っていましたほか、とんぱるやTopicなどの市の施設や、かがりの郷、エコールロゼなどにも折り鶴コーナーを設置し、折り鶴や平和について書かれたパネルで平和について学びながら、市民の方が願いを込めて折った鶴を千羽鶴にして、広島と長崎へ届けていただきました。例年であれば、8月に開催しております、「平和を考える戦争展」のコーナーの一つとして折り鶴コーナーを設けており、そこで来場者に折っていただいた鶴を、広島へ届けています。式典への参加のほかには、平和記念資料館の見学などをしていただき、広島や長崎で学んだことや感じたこと、未来への願いなどを、感想文にしていただき、当日の写真とともに、市のウェブサイトにて紹介しております。感想文は親子両方に書いていただいておりますが、今日はお子さんの感想について、少し紹介させていただきます。広島へ行かれた、置田陽愛さん。「初めて見た原ばくドームは、骨だけになっているものでした。一発の原子ばくだんが落とされただけでみんなに立派だった建物が骨だけになってしまい、それほど原子ばくだんはおそろしいものなのだと実際に目にしてくわしく分かりました。」、「絵も写真も見るだけでもこわかったです。そのこわさを知ったので、二度とみんなにおそろしい戦争をしてほしくないと感じました。」、「戦争はどんな理由があっても絶対にやってはいけないと思います。私の身近な人にも話し、伝えていきたいです。」次に、長崎へ行かれた、辻優さん。「平和公園に行ってみんなが折った千羽づるを市長たちととりました。私もつるを学校で祈りをこめて折りました。」、「被爆八十周年平和祈念式典にも参列しました。黙とうの時間では、亡くなった方へ安らかにと言う気持ちと、戦争が無くなつてほしいと祈りました。」、「この2日間で、戦争は、二度としたらいけないことと改めて思いました。平和は大切だから他の人にも私の思いを伝えたいと思いました。」というような感想を聞いております。お二人とも、「自分が感

じたことや心に誓った思いなどを、周りの人に伝えたい」という思いをつづってくれています。こうして、一人、また一人と、平和への願いを深めたこどもたちが、周りの人たちにその思いを伝え、平和への願いがどんどん広がっていくことを願って、この事業をこれからも継続していきたいと思っております。せっかくですので、「親子平和の旅」と検索いただいて、ウェブサイトで紹介しているお写真や感想文を、またご覧になってください。

これで、人権・市民協働課からの「親子平和の旅」事業について、ご説明を終わります。ありがとうございました。

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、資料3-1につきましては以上で終了となります。

続いて、案件3-2. 大阪・関西万博校外学習等補助金について、教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

令和7年度 大阪・関西万博校外学習費等補助金について、説明いたします。本補助金事業につきましては、「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」として、令和7年4月13日から10月13日まで開催されておりました大阪・関西万博に本市立各小中学校が参加するにあたり実施したものであります。内容といたしましては、各学校が実際に実施を検討する中で、「交通手段について、電車での参加は距離的にも子どもたちの体力的にも不安が大きい」との声が多くあったことから、早い時期より、各学校が貸切バスで参加できるよう市として検討し、バス借上料・高速道路及び駐車場利用料・業者への支払いに係る手数料等、交通費に係る一切の費用について、保護者負担となることのないよう、市として補助するよう決定したものです。今回、この補助金を活用して、全24小中学校がのべ37日間に参加いたしましたが、各学校間でそれぞれの学校が参加した際の状況や注意点、持参物や集合場所の情報などを共有し、スムーズに校外学習が実施できるよう取り組んでまいりました。校外学習実施後には、「実際に行ってみると、大変な混雑もあり、あらためて電車での往復では難しかったと思う。」「貸切バスで参加させてもらえて本当にありがとうございました。」といった声をいただきました。資料に掲載しております写真につきましては、まだ来場者の少ない期間のものにはなりますが、落ち着いた雰囲気の中で過ごしている様子が垣間見られるかと思います。暑い時期や来場者数が増加してからの参加校も、交通手段が貸切バスであることから、会場内での引率に注力することができたと聞いており、参加期間を通して大きなトラブルや混乱はなく、全24校が校外学習を実施することができました。また、子どもたちは、事前に万博招待事務局からの割り当てを受けたものも含め、多くのパビリオンを見学することができました。各学校や参加学年等により、割り当てられたパビリオンに違いはございますが、資料に記載のとおり、多くのパビリオンを見学することができたとの報告を受けております。海外パビリオンや国内パビリオン、ウォータープラザや大屋根リングを見学する中で、参加した多くの子どもたちが万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」について考える貴重な機会になったものと考えております。資料には子どもたちからの感想を記載しておりますが、これ以外にも、「万博で地球の未来について考えることができました。」

「事前に探究学習で調べてから行きましたが、実際に見たことでその国の文化や雰囲気を感じることができました。」「世界にある数えきれないほどの言語や文化、人々の様子を知ることができ、さらに世界に目を向けようと思いました。」などの感想がございました。本補助金事業により、多くの子どもたちが、大阪・関西万博を体験し、世界の文化や芸術、最新の技術に触れ、未来社会を考えていくための貴重な機会になったものと考えております。教育指導室といたしましても、各学校と連携し、今回の貴重な経験を今後の子どもたちの学びに活かすことができるよう取り組んでまいります。以上で、令和7年度 大阪・関西万博校外学習費等補助金についての説明とさせていただきます。

辻野教育総務部長

ありがとうございます。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、資料3-2につきましては以上で終了となります。

次に、案件3-3「万博献立」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、「万博献立」につきまして、学校給食課からご説明いたします。今回の取組みは、小学校・幼稚園及び中学校の給食におきまして、大阪・関西万博に参加される国々の料理にちなんで、「万博献立」を実施しましたので、この取組みを通じ、児童生徒の各国の食文化への理解を深める機会となりました。「万博献立」の内容でございますが、一覧表に記載の国々で、4月から10月の期間に、あわせて21回行いました。その他取組みとしましては、献立表等において、各国の料理などの紹介とあわせて、本市ウェブサイトにおいて、「万博献立」の写真や、材料と作り方を掲載するとともに、中国、アメリカ、エジプト及びトルコと本市との関わりについても紹介いたしました。また、6月と7月に実施しました小学校での給食の様子を掲載のほか、7月にはエジプトとの国際交流プログラムとしてエジプト出身の方を、9月には外国人市民会議の座長として多文化共生施策の推進にご協力いただいているベトナム出身の方を招いて、子どもたちと一緒に食べて交流を行う機会をもつことも出来ました。2ページ目は、ウェブサイト掲載の一部抜粋でございます。以上で、「万博献立」のご説明を終わります。

辻野教育総務部長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問はございませんか。

それでは、資料3-3につきましては以上で終了となります。

次に、案件3-4「地域総合拠点・みなよる」の今後の活用展開について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、資料3-4「地域総合拠点・みなよる」の今後の活用展開について、教育総務課よりご説明させていただきます。

「地域総合拠点・みなよる」につきましては、吉村市長が就任当初から掲げていた公約で、市内にある小中学校の余裕教室等を有効に活用することで、学校、地域、家庭及び行政が連携・協働して子どもたちの成長を支える場として活用することにより、地域の主体的かつ継続的な交流を図り、もって地域福祉及び生涯学習の充実並びに地域が抱える課題の解決に寄与することを目的としています。

令和4年度から各教室の整備をはじめ、おかげさまで今年の2月に市内全16小学校区においての開設が実現しました。

では、どのような方が利用しているのかを説明しますと、原則、それぞれの小学校区内で活動しており、同拠点の設置目的に合った活動を行っている団体にご利用いただいております。現在は延べ 90 の団体にご利用いただいておりますが、「自治会の集会・地域活動団体の会議・生涯学習団体の活動・校区交流会議・PTA の集会・子どもの学習事業・こども食堂・ふれあい給食会」等で活用されています。

昨年度の利用率は 10% で、今後は新たに地域のニーズや課題を洗い出し分析、促進に向けた取り組みを進めていく予定をしています。また、地域の居場所として多様な活用につながるよう取り組みについても検討が必要ですが、市役所にあるそれぞれの組織が各事業を展開するにあたり、地域総合拠点「みなよる」を活用することで地域福祉の増進につながるものと考えています。

そこで、今後展開できそうな事業についてですが、朝の学童教室、健康体操教室、放課後子ども授業、寺子屋授業、土日収納相談や子育て相談窓口や出前講座 などが挙げられます。ただ、事業を展開するにあたっては、いずれも予算が必要となりますので、慎重に取り組む必要があると考えています。

最後に、こういう報告の場をいただいておりますので、他にもこんな活用をしてみてはどうかというご意見があれば、ご助言いただけたらと思っています。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

ありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、資料 3-4 につきましては以上で終了となります。

最後に、案件 3-5 「はたちのつどい」について、生涯学習課から説明をお願いします。

それでは、資料 3-5 「令和 8 年富田林市はたちのつどい」の開催につきまして、生涯学習課よりご説明をさせていただきます。それでは、資料に沿って、概要のご説明を申し上げます。

1. 趣旨でございますが、20 歳を迎えた青年達を祝福するとともに、大人としての自覚と行動を促すため、はたちのつどいを開催するものでございます。
2. 主催は富田林市、及び富田林市教育委員会でございます。
3. 協力といたしまして、富田林市青少年指導員連絡協議会の皆様に、受付や会場内での誘導などのご協力をいただきます。
4. 開催日時でございますが、令和 8 年 1 月 12 日（月・祝）、午前 10 時 30 分から 11 時まで、所要時間は 30 分の予定です。
5. 会場ですが、すばるホールでの開催を予定しております。
6. 対象者ですが、生年月日が平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの方で、来月 11 月 1 日現在で、本市の住民基本台帳に記載されている方、約 1,100 人に、はたちのつどいのご案内をお送りするよう、準備を進めているところでございます。なお民法の改正に伴い、令和 4 年 4 月 1 日以降、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられましたが、本市ではこれまで、開催年度に 20 歳を迎える方を対象に実施してきたことから、今後も引き続き、20 歳を対象に開催いたします。
7. 記念品ですが、昨年と同様、本市オリジナルデザインの QUO カードをお渡しいたします。額面 500 円のカードを、市内 7ヶ所の福祉作業所にて作成の、イラストやメッセージ付きの台紙に挟んでお渡しいたします。

資料裏面をご覧ください。8. プログラム でございます。司会者による 1 開式の

辻野教育総務部長

坂本生涯学習課長

ことばに続きまして、2 国歌斉唱につきましては、録音の君が代を場内に流します。3 市歌斉唱につきましては、富田林市少年少女合唱団の皆様に舞台にご登壇いただきまして、市歌の斉唱をご披露いただきます。4 市長式辞、5 教育長式辞、と続きまして、6 花束贈呈でございますが、市議会議長と副議長から、はたちを迎えた方の代表の方に、ホール舞台中央にて贈呈させていただきます。7 記念品贈呈につきましても同様に、地元選出の国会議員・大阪府議会議員のみなさまから、はたちを迎えた方の代表の方に、ホール舞台中央にて贈呈させていただきます。8 来賓・主催者紹介を挟みまして、9 誓いのことばを、はたちを迎えた方の代表の方に読み上げていただきます。花束贈呈、記念品贈呈、誓いのことばといった式典での登壇者につきましては、市広報誌 11 月号や、対象の方にお送りするご案内状に募集内容を記載し、11 月上旬から下旬までの期間で募集させていただきます。そして最後に 10 司会者による閉式のことばで閉式となります。

なお司会者につきましては、毎年お引き受け頂いております女性の司会者に加え、2 年前の第 3 期若者会議の委員を務められた 19 歳の若者に、女性司会者の助手としてご登壇いただき、2 人で式典を盛り上げていただくことを予定しております。また、第 3 期若者会議からの提案を受けて設置いたしましたフォトスポットにつきましては、昨年に引き続き、小ホール内に 2 か所設置いたします。資料に戻りまして、9. 年次別出席状況につきましては、資料のとおりでございます。ご説明は割愛させていただきます。

そして資料の 3 ページ目には、本年 1 月に開催いたしました、令和 7 年はたちのつどいの様子を撮影した写真を掲載しております。会場の雰囲気などのご参考になれば幸いでございます。

以上で、令和 8 年富田林市はたちのつどいのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

はたちのつどいで確認なのですが、いつも始まる前に中学校の吹奏楽部の演奏を流してしまが、今年もされるのでしょうか。

そちらにつきましては現在学校側と調整しているところです。これまで市内各中学校の吹奏楽部の演奏の動画を上映していましたが、吹奏楽部が活動していない学校もあるので協議しているところでございます。

他にいかがでしょうか。

本日の議事は、すべて終了となりました。長時間の会議、ありがとうございました。これをもちまして、令和 7 年度第 2 回 富田林市総合教育会議を終了させていただきます。

辻野教育総務部長

吉村市長

坂本生涯学習課長

辻野教育総務部長